

つながり、支え合う 福祉社会の仕組みづくり

東洋大学福祉社会開発研究センター＝編集

序章

つながりを求めて

—当事者主体の暮らしを実現するための福祉に必要なこと—

森田明美

はじめに

暮らしのなかで起きるさまざまな問題を個人の力で解決できないときに、誰かの支援が必要になる。その支援者は、家族や親族、課題によっては友人という場合もある。とりわけ日本では、支援者は家族や親族である場合が多かった。それを前提に、日本では人が生き暮らし続けると考えられているといっても過言ではない。だが、その支援が弱く、少なくなり、つながることが難しい時代を迎えている。

つながりにくくなっている原因としては、以下の二つが考えられる。

一つは家族が伝統的にもっていたつながる力が弱くなっている。そこでは社会福祉の現場の支援者がつながる力をどう再生させ、強くするかということが課題になる。

二つは社会的排除の問題として、社会が個人に当事者性や主体をもてなくさせている。市民社会の前提は、誰かにつながり生きていることであるが、つながるチャンスがなかったり、制限がかかっている人も多い。こうした時代にあって、家族や地域のいずれにもつながらない人々の暮らしは、一気に大変な状態に追い込まれることになる。

ここでは、つながることをめぐる問題状況を整理し、本書での課題を検証したい。

1 つながるといふことはどういふことか

(1) つながることはどのように考えられてきたか

自分一人では、解決できない、解決が難しいにもかかわらず、人の支援を受けなかったり、またその支援を受けたとしても、家族で抱え込んでしまう人たちがいる。

私が専門としている子どもや子育て中の人たちに置き換えてみると、急速にそのことが政策の課題として浮上してきたのは、1990年代である。

この時期、少子化のなかで、在宅の子育て不安が社会問題化し、ドメスティック・バイオレンスや子どもへの虐待が急増する社会になった。子どもたちの学校での生活では、いじめや不登校が問題として認識されるようになり、共働き家庭への支援から、在宅子育て支援の取組みの開始、また子育て家庭を支援する施策だけでなく、子どもへの直接の支援が必要であることが共有された。

少子化が国家的な課題となったこの時期に、これまで私的な営みとしていた子育てを、親がいても支援の対象として認識し、子どもの育ち・子育て支援を制度として計画しようとしたのである。子どもは小学校に行けばひとり立ちと考えられていた子どもの育ちが、むしろ心配になる時代になった。

この時の子育て支援の仕組みの創設は、エンゼルプランや、次世代育成支援対策といわれるように、当事者たちからの要望というよりは、少子化という国家的、地域的な課題を国民一人ひとりに浸透させ、具体的な協力を得ていくために、地域ごと、事業主ごとに計画をつくり実施していく政策が構築されている。

こうした政策は、日本では高齢者の地域支援計画として策定されたゴールドプラン以降活発になった取組みである。

少子化対策としての子育て支援策の取組みの背景には、つながないと、社会のなかで子育ての不安や子どもの育ちの問題が深まり、少子化が急激に進行し、子どものいない社会になってしまうのではないかという危機感があっ

た。

(2) つながる力とは

それでは今問題になっているつながる力というのはどのようなものであるか。

地域の暮らしで問題を抱えている人々への支援は、公的、私的、市民的な立場でさまざまな形で行われている。だが、そうした支援があるにもかかわらず、つながることが遅れたために、深刻な状態になってしまったり、時には、命を落としてしまうときもある。虐待死、孤独死など、死に至るまで社会につながれなかった状態がある。こうした状態に対して社会的な手段によって、その不安を解決することが要請される。その一つの社会的な手段が社会福祉である。

だが、こうした社会的な支援をいくらつくっても、それが必要な人にとって価値あるものでなければ意味がないし、その支援につながらなければ効果を発揮することはできない。

つながるためには、つながる力が必要になるが、その力をつけるためには、つながりたいという意味が育つこと、つながりたい人や、つながってもいいなどと思える人がいること、つながるための機会があることなどの具体化が求められる。また、その支援を使い、問題が解決に向かうにはその前提として、つながる力が必要になる。

そして、当事者が必要とするサービスを探すときに、サービスにつなぐ人や場が容易につながるところがあることが必要になる。時に自分に必要なそうしたサービスが当事者自身にもわからないこともあるだろうし、一緒に考えなければならないこともある。社会福祉の支援は、当事者の暮らしに寄り添い、考えた結果、そのサービスがなければ必要なサービスを創り出さねばならないときもあるし、つくり変えることもある。そうしたことを通して、当事者が願う暮らしの実現のために、必要なサービスにつなぐ役割を果たすことができる。

2 つながりにくさはなぜ起きるのか

つながりにくさの原因は何か。つながる力との関係で整理してみよう。

人はいろいろな暮らしをしているが、決して社会と親和的な暮らしをしている人ばかりではない。とりわけ、法律に抵触するような暮らしをしている人たちや、世間の一般的な価値観をもつ人の価値に嫌悪感を抱いているような人たちは、社会の「恩惠的」な支援に抵抗感をもって暮らしている。だから社会的な支援を受けるなら、死んだほうがましという人すらいるのがこの社会でもある。だが、そうした人を放っておくことで、社会的な不安や秩序の崩壊などが起きる。それを放置してはならないということで、社会福祉の取組みが始まっていく。大人である親は我慢できるし、放置しておいてよいとしても、子どもの場合には、これ以上の我慢をさせることによって、その子のもつ最大限の成長・発達ができないということが起きる。そうしたときにしぶしぶつながることを受け入れるという場面がつけられていく。いくつかの場面から考えてみよう。

(1) つながる力がない

つながる力がないという場合である。つながる力がどのような力かということについては年齢や障害や病気などによる体の状態などによって違いがあるが、ここでは人とつながるために「表現する力」として議論を進めていくことにしたい。

多くの人たちは、つながることは、言葉によって表現するが、共有できる言葉がない人たちへの配慮が必要になる。乳児期の子どもたちなどは、まさにこうした状態の人たちである。気分が悪いということ、不適切な養育であることを、泣くということなどで表現し、それを保育する大人は、その泣き声の違いで、その原因が眠いのか、遊んでほしいのか、空腹なのか、おむつが濡れて不快なのか、暑すぎたりしているのか、体調が悪いのかということ

み、一人ひとりの子どものもつ力を最大に育てていく。

また、障害や病気などで言葉の理解ができなかったり、言葉による表現ができないこともある。つながるための手続きが難しく、サービスの利用にたどり着けない人々も多い。使われている言葉がわからないという問題も、多文化をもつ人々が暮らす地域になっている現代では、こうした状況におかれる人々が多数いる。

社会福祉とつながるためには、申請書類を書く、必要なものを準備するなどという場面も多く、そうした力がなかったり、そうした個人の情報や、自分の力を直視したくない場合や明らかにしたくない場合には、つながることを避けることになる人たちもいる。

(2) つながる気持ちになれない

つながる力はあるが、つながる気持ちにならない、なれないという人たちの多くは、どこかでつながる気持ちになれないことにつながっていく体験をしている。そのうちの多くは、公的な支援の場で過去に受けた二度と来たくなくなるような嫌な体験である。それらの原因は、お互いが理解し合う言葉をもっていなかったということにある。支えられた体験がない、支えられたいくないという人々などは、こうした体験を修正されることがないままの状態である。「死んでもお上の支援は受けたくない」などという言葉は、まさにそうしたことを表している。

また、支援をしてほしいということという力はあるが、つながることで支えられることになっても、実際使う段階になったら、すでにその支援では遅すぎたり、必要に合わないという場合もある。こうした使いたくないという人たちは、支援を受けることについての嫌な感情が根底に流れ、つながる時期を避けたため、つながる時期が遅れてしまうことになる。

(3) つながる力をもっても使えない、届かない

つながるための表現をしても、それが理解されにくいために、支援につな

がない場合もある。力がないと思われる子どもや障害のある人々などについては、支援者が当事者の話を聞く力や、聞くという気持ちをもっていない場合などに、こうしたことがよく起きる。そのために、当事者は話したくないというポーズをとったり、時にはうそをついてその場を逃れることもある。当事者が何を訴えているのかということを理解しようとしていないために、当事者のおかれている状態に対して理解が違ったり、理解しなかったりすることにつながる。

また、安心してつながる場や人、機会がないということもある。つながるためには、つながるための情報を得られること、つながる人がいること、つながる場や機会があることが必要になる。だが、多くの孤立している人たちや排除されている人たちは、そうした情報を得にくいし、支援の場や人に出会うことがなく、自分の力で課題を乗り越える方法を考えることになる。その結果、つながったときには支援が効果を発揮する段階ではなく、間に合わなくなることが多い。

3 つながる力を育てること

こうした状況から脱却するために、つながりを求め、つながる力をつけたり、つなぐための仕組みづくりが求められることになる。本書のなかで地域生活のために探られた新しい取組みについて整理してみると以下のようになる。

(1) つながる力をつけるための支援

つながる力をつけるために、これまではそうした力がない人を保護するという方法で対応してきた。丸ごと支援するための施設への入所などの保護から、近年はまだ残っている力を使いながら支援をして、地域で暮らしながら生きる力をつけていくという方法に変化してきている。障害のある人たちとのコミュニケーション手段は、これまでもさまざまな方法でつくられてきた。

介助されるのではなく、自分の力で自分の意思を表現することを補助される手段の開発は、身体障害のある人たちにとって、自分らしい暮らしを獲得していくための重要な方法である。本書では、知的障害のある人たちの表現手段としてiPadの活用が探られたし、子どもたちや子育て家庭ではその関係の理解のために、自分の気持ちを表現するための図やエコマップの活用が探られている。新たな手段として、その方法が家族を通してであれ、当事者に直接であれ広がり、力をつけることの重要性が共有され、さまざまな工夫がされてつながっていく。

(2) つながりやすい場の創出

つながりにくい人たちが、つながりやすい場をつくり出すことも探られている。スティグマを感じさせない場所で、つながりやすい機会をつくり出すことである。

支援につながりにくいのが、訪問しにくいことが理由の場合、これまでなら支援の場で日時を指定して待っていたり、相談しやすく対応するという工夫がされた。近年とられているのは、アウトリーチという当事者に近いところまで出かけて行き、支援につなぐという手法である。そこでは、訪問する対象が明確になる必要があるし、訪問しても発見する力のある人が訪問しなければ問題の発見と施策へつなぐ機会になりえない。

また、支援の求め方がわからないために解決できずに抱え込んでいる人や、支援を必要としている人を見つけ出し、支援につなぐために、問題を抱える人も抱えていない人も誰もが利用する場を通して、保護や救済につなぐという手法もとられる。子育て広場や、遊び場、児童館のような誰もが利用できる場に課題を抱える人たちがとる行動に対してアンテナの高い支援者を配置し、そこに来て過ごしている子ども自身の様子や子どもと親の関係から課題を見つけ出し、支援につなぐ手法である。

一般施策として組み立てられている相談の場を使って支援につなぐ方法もとられている。

(3) つなぎ役を暮らしのなかに配置する

いくらつながりを求めても、つなぐ人の意識がそれに応えたい状況でなければ、支援にはつながりにくい。当事者が何に困り、支援として何を求めているのかということ当事者の立場に立って理解・共感して支援につなぐということは簡単ではない。支援者の考え方や向き合い方が時にずれてしまうと回復のレールから大きく外れ、回復は遅れることになる。

つなぎ役が、当事者の困りごとに思いを重ねて、解決に向けて話を聞き、解決方法を一緒に考えるところから、支援は開始される。そのためにも、つなぎ役は重要な立場の人である。

その役割は、専門職では難しいこともある。むしろ、地域に暮らす市民や、状況を共有する当事者やその家族である場合もある。

近隣市民の人たちが毎日の暮らしのなかに気づきの役割を果たすという方法は、高齢者の見守り支援において活用される。それはまた虐待の通報についても多くの協力者が現れているところである。

だが、こうした人々だけでは当事者の不安と不信感をぬぐい、支援につなぐということは難しい。そこで考えた方法が、当事者の立場に立って、当事者主体の支援を展開することができるように仲介するコーディネーターの配置である。

(4) 当事者主体の地域をつくるための支援者研修

当事者主体の施策と取り組み方法の見直しをなされ、支援が展開されることによって、当事者たちは市民として生きる力を取り戻していく。それは生きる主体として、自分の希望が一つずつ具体化されていく過程が積み重なっていく。そうした実践が行われることによって、支援者のかかわり方を変える必要性が顕在化する。こうしたことはサービスの適切な提供を求められていた仕事から、サービスを当事者と一緒に考えつくり出していく仕事に切り替えていくことであることから、その変更は簡単ではない。社会福祉の対象者を問題をかかえる人から市民としてともに生きる人にとらえ直し、自分ら

しい暮らしをつくるパートナーとしての援助者としての活動をするための研修が求められることになる。

4 つなごうを深く進めるために必要なこと

当事者の権利が主体になる自立した暮らしを取り戻すために必要となることは何か、どのようにつないでいくのかを最後に提案したい。

(1) つなごうのための「見える化」の努力

社会福祉の問題は見えにくい。家族や暮らしの状態はわかりにくい。貧困は外からは見えにくいし、虐待などはさらに外からは見えにくい。支援の必要性をさまざまな関係者が共有し、ネットワーク化を図り、当事者の意思を共有して支援を進めるためには、支援者が共有できる情報の共有化、「見える化」が必要になる。

(2) 個人の問題を社会化し、制度やシステムにすることの必要性

個人が遭遇している社会福祉の課題は、多くの同じ状態を抱える人々の問題である。だが、そうした問題を当事者が語ったり、それを理解できたものがそのプロセスを丁寧に共有できるようにしてきたとはいいがたい。そうした結果、課題は、解決に向かわず問題が深刻化することになる。

(3) 継続的な支援の必要性

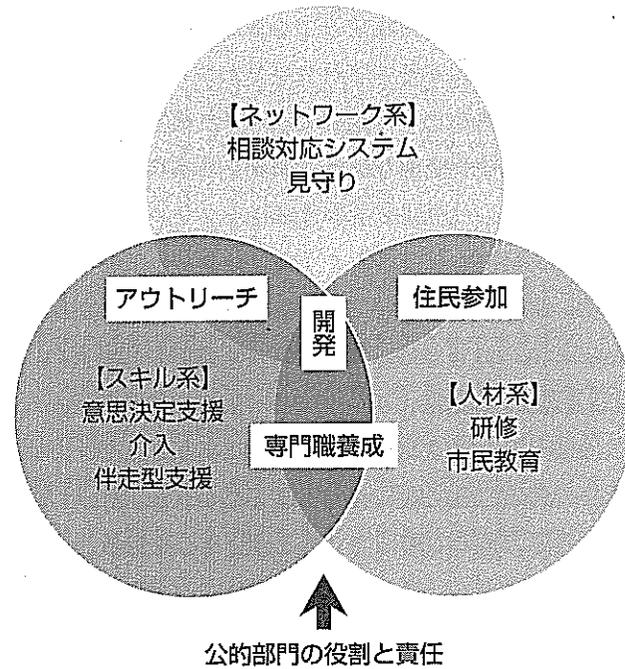
地域で継続的に支援を続けることは専門家による支援だけでは難しい。転勤や異動、支援の仕組みの見直しが起きることもある。そうしたときに有効であるのが市民の協力による継続性である。暮らしを継続的に見守る視点は市民の暮らしのなかにある。誰もがされたくないことを減らし、したいことを増やすコミュニケーションの復活による暮らしやすい地域社会を構築することが求められる。

おわりに

誰もが、市民として生きていくことは権利の基本である。だが、そうした基本的な権利を認められずに生かされている人々が地域で暮らしている時代に私たちは遭遇している。そうした時代にあって、社会福祉は、市民として生きるという基本的な権利を保障する社会を実現するために、当事者主体・自己決定を基本においた、社会福祉制度や社会福祉支援の方法、社会福祉支援をする人材養成が重要であること、その構造の実現のためにつなぐということが重要であることを図表1のように明らかにしてきた。

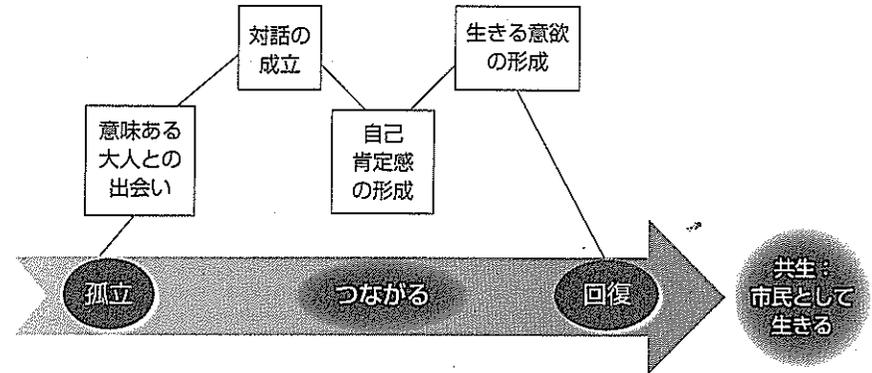
ここではスキル系として意思決定支援・介入・伴走型支援、ネットワーク系として相談対応システムと見守り、人材系として研修・市民教育が考えら

図表1 「つなぐ社会」を構築するためのシステムの構造化



(作図：金子光一)

図表2 子どもの孤立からの回復過程



(作図：森田明美)

れ、アウトリーチ、住民参加、専門職養成によって新たなつなぐ社会の開発を公的部門の役割と責任において作り出していくことを考えた。

こうした支援が地域に用意されることによって、支援を必要とする人たちは自分らしい人生の実現に向けた希望を考えることができる。

孤立していた子どもたちは、地域で暮らす主体としての子どもに心をよせる意味ある大人との出会いのなかで、話を聴いてもらい、対話が芽生え、その繰り返しのなかで、自己肯定感を高めている。それが生きているということであり、生きている意欲をもつことが、支援につながるものの価値をつくり出す。支援を受けて市民として生きる意欲が育つなかでようやく回復のプロセスにつながってくる。支援を受けたから回復するのではなく、回復することの先に見える地域で市民として生きるという自分自身の希望が支援を価値あるものにしていくのである(図表2)。

私たちが社会福祉のなかで注視しなければならないのは、こうしたつなぐ先に見える希望を一緒に探し出していくことである。そのことを具体的なものにするためには、つながるための工夫と努力をどのような方法によって支援者が認識し、自らが変わり、支援をつくり変える挑戦をするのかということが社会福祉関係者に問われていると思う。

【参考文献】

- 森田明美 (2017) 「子どもの貧困解決に求められる5つの「しにくさ」の克服」子どもの権利条約総合研究所「子どもの権利が拓く」日本評論社, 166-174.
- 清水冬樹・森田明美 (2017) 「子どもたちが生きる希望をつかむ子どもソーシャルワーク 東日本大震災で被災した子どもたちが利用していた学習支援の場を手がかりとして」『ソーシャルワーク研究』42 (4), 32-39.

第1部

地域で起きている 「つながりにくさ」



- 第1章 高齢者の地域生活困難と支援
- 第2章 障害者の地域生活困難と支援
- 第3章 子どもの地域生活困難と支援

本書の執筆にかかわった筆者たちは、「なぜつながらないのか」という疑問を共通に認識しつつ、それぞれのフィールドで研究活動を展開してきた。序章で森田が指摘するように、「つながらない」ことにはいくつかの理由がある。一つは、つながる力がないケース、そしてつながる気持ちにならないケース、さらに、つながる力をもっているが使えない、届かないというケースである。

筆者たちは、これらのケースにおいて、どうすればつながることができるのか、それぞれのフィールドに入り込み、当事者とともに活動し、新たなつながりを模索してきた。そのフィールドは、地域社会の支援困難事例に対する社会福祉協議会、外国にルーツをもつ高齢者、障害者地域自立支援協議会、障害者施設における当事者活動、知的障害のある人たちの余暇活動、母子家庭の支援システム、東日本大震災後の子どもたちとの活動といった多岐にわたる活動である。

いずれのフィールドも伝統的には「つながらない」「つながりにくい」「つながりが弱くもろい」「つながりの必要性を認識されない」と認識されるフィールドであろう。筆者たちはこのようなフィールドにあえて入り込み、当事者とともに活動することで、新しいつながりを模索し、つながりの構築にかかわり、またそれを目撃してきた。

第1部では、これらの事例を一般化することはできないが、「つながらなかった」フィールドがどのように変化、変容したのか、そのプロセスや構造を可視化することを目的とする。



東京都女性相談センター通信

※掲載用抜粋版

若年女性への支援について～10代親への子育て支援～

東洋大学社会学部 教授 森田 明美

昨今の女性福祉においては、10代後半から20代前半を中心として、困難を抱えた若年女性への支援が課題となっています。本号では、若年女性を取り巻く現状や課題等について、特に10代女性を中心とした妊娠、出産、子育て等の問題について研究されている東洋大学社会学部社会福祉学科教授の森田明美氏に御寄稿いただきました。

10代女性の中で、出産する女性の割合は、2000年5.5%であったが、2010年は4.6%、2016年には3.8%に下がっている（15歳以下を含めた数）。妊娠した場合に出産する人の割合は、2004年には34.9%であったものが、2016年には43.1%に増えている。10代の妊娠・出産の近年の特徴は、全女性における出産女性の割合の減少と中絶する人の割合の減少という傾向と同様である。

日本社会では、総体として少子化問題は深刻であり、そのことへの対策は多様にとられているが、10代親を特別な支援が必要な対象としてはほとんどとらえていない。なぜ、注目がこれほど遅れたのであろう。戦前日本では10代の出産はそれほど珍しいことではなかったし、また戦後も20代前半の年齢で第一子を出産する女性が多かったため、徐々に増えてきた10代の出産について少数の出産であるために、それほど気に留める人もいなかったのかもしれない。

筆者が、2002年に10代で出産した親について東京都保育士会と一緒に調査研究を行うことになったのは、保育所で急増していた「ヤンママ」と呼ばれた、特別な装いと言葉遣いによって目立った母親たちの子育て実態の理解のためであった。保育士たちは「どの親も同様に支援している」という程度の認識であった。より深く生活にかかわっているはずの母子生活支援施設でも、母子指導員は、10代親の暮らしの実際と支援の固有性について「10代でも40代でも支援方法に違いはない」という認識であった。21世紀初めのこの時期は、目立つほどに10代での出産数は多かったが、10代親について、コミュニケーションは取りにくい、特別に支援をしなければならない対象としては捉えられていなかったのである。

こうした10代親を個別支援の対象として位置づけることになったのは、虐待で子どもを殺してしまう親の年齢が10代の割合が多いことが顕在化していく中でのことであった。とりわけ、2005年に虐待死の検証が始まったことによって、2009年の第5回報告では10代親の危険度について警鐘がならされることになった。

家族を中心とした私的な支援がある場合には、地域で母子保健による一般的な支援を利用しながら妊娠・出産が進んでいく。その場合には、たとえそれが10代親であっても妊婦の年齢が問題になることはほとんどない。

だが、10代親が中学・高校に在学中であったりすると、その所属が継続できるかどうかで問題が発生する。それは中学・高校という就学を優先する場では、妊娠ということはあってはならないことであるから、「不純異性交際」少年非行との関係で妊娠をとらえることになる。妊娠の継続と、学業の継続を両立するという発想にならないのである。

だから、多くの家庭や学校では、就学中の10代で妊娠することはありえないことであり、予期しない妊娠は危険であり、就学を優先する時期の子どもには子育てができないのだから子育てをさせることは想定しないことになる。その結果として、在学している生徒の妊娠への対応は、12週までならば中絶をするか、妊娠を継続して出産・子育てをするなら、学校は退学をするという判断が当然のようにされていたと思われる。中学・高校では妊娠・出産・子育てをしながら就学するというのを考えてこなかったのである。

10代での妊娠は特別な人の選択であり、母が予期しない妊娠のために支援が必要ならば保護を行ってきた。家庭で子育てができなければ子どもを母から分離して保護してきた。つまり、出産・子育てをする支援の対象としては可視化されてこなかったのも、支援の対象として考えることはなかったのではないかと思われる。

このように日本の10代の出産・子育てについては、日頃は、身近なところにはいない少数の出産であるため、ほとんど気にされていない。だが、実は気をつけて新聞報道から虐待死などの子どもの年齢と保護者の年齢を比較しながら読んでみると、10代親の該当件数がかなり多いことに気づく。虐待の記事として書かれる時は、大方、親役割を果たさなかった「保護者」として社会の批判の対象となっている。だが、その後も実態はほとんど明らかにされず、また支援も特別に作られることなく、危険だといわれているだけにとどまっているのである。

そうしたことも影響し、10代親の妊娠・出産・子育ての孤立度は強く、本研究で知り合い、意見交換をした10代親を子育ての主体として位置づけ、それを支援する活動を様々な自治体やNPO、個人の市民活動として展開するごく限られた人々の取り組み以外には、ほとんど対応策も講じられることなく放置されている状況にあると言わざるを得ない。

子どもと生きる人生を若年で決断する背景には、多様な要因が合わさっている。この調査にかかわって以降、10代親支援研究を15年以上続けてきた私にとって、そうした状態への対応として重要な視点は、「生み育てる主体として尊重し、支援の対象として認め支えること」である。

現代社会での妊娠・出産・子育ては、女性のキャリア形成にとって、どのような年齢にあってもベストな時期はなく、相対的にどうかということではかないといえる。だから、若年で妊娠し困難を抱えた女性が、喜びの中で出産を迎え、子育てを実現するためには、子ども期の母親に求められる大人としての役割を、支え、安心して地域で子育てできる支援の仕組みを創り出すことが必要である。保護下から地域での子育てへのソフトランディングのためには、地域での支援が、重層的、継続的に必要である。それが無いがゆえに、若年の親を孤立に追い込むということは避けなければならない。

2016年には八王子市、2017年には西東京市で、保育所入所基準に、父母いずれかが18歳未満の親である場合の優先入所が、子育て支援の一環として採用された。子ども期の保証と子育てサポート機能としての保育所の活用である。若年親をやさしく受け止め、支える地域からのメッセージとして広めたい取り組みである。

<執筆者紹介>

森田 明美 (もりた あけみ)

所属：東洋大学社会学部社会福祉学科教授、東洋大学社会貢献センター長、NPO法人こども福祉研究所理事長、東京都世田谷区子ども・子育て会議会長

